

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援

# 佐渡市雇用調整助成金 申請費用補助金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的な休業を余儀なくされた事業主に対し、雇用の安定及び事業活動の継続を支援するため、国の雇用調整助成金の申請を、社会保険労務士に依頼して行う際にかかる経費の一部を令和3年度も引き続き佐渡市が補助します。

**手続き方法** ※申請にあたっては、別途、手引きや交付要綱、Q&Aを必ずご確認ください。

## 1 対象者 【主な要件】

- ① 佐渡市内に事業所を有する法人及び市内に住所を有する個人事業者であること
- ② 国から雇用調整助成金等について、決定通知書を受けた者であること
- ③ 申請時において、廃業又は事業所等が廃止していない者であること
- ④ 市税を滞納していないこと

※市税の未納がある方も、補助金の申請が可能な場合があります。申請を予定されている方は、必ず事前にご相談ください。

## 2 補助対象経費

- ① 国の雇用調整助成金等の申請書類作成に要する経費
  - ② 国の雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
- ※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合のみが対象です。

## 3 補助額

1事業者 上限10万円 ※補助金額は千円未満切捨となります。  
\*令和2年度中に上限に達した事業所につきましても、改めて申請が可能です。

## 4 申請期限

国の支給決定通知日の翌日から3か月以内

## 5 必要書類

- ① チェックリスト
- ② 佐渡市雇用調整助成金申請費用補助金交付申請書兼請求書
- ③ 誓約書(別紙)
- ④ 国に提出した雇用調整助成金(又は緊急雇用安定助成金)支給申請書及び申立書の写し(社会保険労務士が代理人として記載がある部分)
- ⑤ 国の雇用調整助成金(又は緊急雇用安定助成金)支給決定通知書の写し
- ⑥ 社会保険労務士への支払いが確認できる「請求書及び領収書」の写し
- ⑦ 直近の納税証明書(佐渡市提出用)又は分割納付誓約書の写し

## 6 申請方法

佐渡市役所第2庁舎内までご持参いただくか、下記送付先に郵送(当日必着)で提出してください。

### 【送付先/問合せ先】

佐渡市役所 地域振興課 産業振興室

〒952-1292 佐渡市千種232 TEL:63-4152 FAX:63-2750